

丸善アカデミックメンバーズUCカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、丸善雄松堂株式会社（以下丸善という）と株式会社クレディセゾン（以下セゾンという）が提携して発行するもので、丸善アカデミックメンバーズUCカードと称します。

第2条(会員資格)

本カードは、丸善及び丸善グループ会社の従業員を加入対象とし、本特約及びUCカード会員規約を承認のうえ、セゾンが発行する本カードの利用をお申し込みいただき、丸善とセゾンがカード利用を承諾した方を会員（以下会員という）とします。契約は、丸善とセゾンが承諾をした日に成立するものとします。

なお、この場合の会員とは、クレジットカード機能を有さないカードを保有する方も含みます。

第3条(カードの年会費)

UCカード会員規約に関わらず、年会費は無料とします。

第4条(サービスの利用)

会員は、丸善及び丸善グループ会社並びにセゾンが提供するサービスを受ける場合、所定の方法により利用するものとします。

第5条(会員情報の利用)

会員は、丸善及び丸善グループ会社とセゾン間において、カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するために必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報及びカード利用状況等の情報提供又は交換がなされることを承認するものとします。

第6条(会員のプライバシー保護)

丸善及び丸善グループ会社並びにセゾンは、業務上知り得た会員の情報を信用情報機関等UCカード会員規約に定める機関のほかは、他にもらすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。

第7条(特約の改定ならびに承認)

UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2020年1月現在